

第8章 環境・食品安全分野におけるプライベート・スタンダード

| | |
|----------|--|
| 著者 | 道田 悦代 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| シリーズタイトル | 研究双書 |
| シリーズ番号 | 610 |
| 雑誌名 | 途上国からみた「貿易と環境」：新しいシステム構築への模索 |
| ページ | 233-252 |
| 発行年 | 2014 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00011252 |

第8章

環境・食品安全分野における プライベート・スタンダード

道田悦代

はじめに

従来、環境問題にかかわる国際的な課題への対応は、国家間で合意される国際条約などが主要な役割を果たしてきた。しかし、環境・安全・健康等の分野において、政府以外の主体が規格や基準などの策定を行う場面も増えてきており、その役割が大きくなっている（たとえば、Prakash and Potoski 2010）。とりわけ民間企業やNGO（non-governmental organization）などによるプライベート・スタンダード（private standards）が出現し、近年その影響力が増している（ITC 2011）。

プライベート・スタンダードは、先進国等の業界団体、製造業、流通卸売業者の大手企業やそのグループ、またNGOなどが、製品や食品、またそれらの製造過程に対し、環境・安全・健康等にかかわるさまざまな基準や要求を設定したり、認証を求めたり、行動基準書を策定するなどというものである⁽¹⁾。プライベート・スタンダードを要求する顧客をもつサプライヤーは、各国で定められる法規制のほかに、プライベート・スタンダードへの対応を求められる。プライベート・スタンダードに対応するかどうかは、企業の自主的な判断に任せられるという意味において本来強制力はない。しかし、プライベート・スタンダードを満たすことができないと、それを要求する顧客

との取引ができなくなるという意味においては、ビジネスの文脈において強制力と影響力をもつものと考えてよいだろう。貿易自由化が進み、サプライチェーンがグローバル化するなか、プライベート・スタンダードへの対応が各国の企業の競争力に影響を与えている。

一方、これらのプライベート・スタンダードが途上国にとって貿易障壁となる可能性が世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）等の場で示されている。プライベート・スタンダードに対応するためには、認証取得や更新、製品検査などのコスト負担や、人材や資金面のキャパシティが必要とされることもあるため、とくに途上国においては要求にこたえられない企業もあることが懸念されている。対応できない場合、企業は、顧客との取引ができなくなることを通じて、プライベート・スタンダードを重視する市場へのアクセスを失う可能性がある。

プライベート・スタンダードは環境、健康、安全にどの程度寄与し得るのだろうか。とりわけ、法規制がある分野においては、プライベート・スタンダードへの準拠が、規制水準を上回る環境保全や健康と安全の向上につながるのかについて検証の必要があろう。さらに、法規制がない場合には、プライベート・スタンダードが法規制を代替できるのであろうか。この課題はとりわけ途上国に関連する問いとなる。途上国においては法規制があっても十分に執行されていない状況が見受けられるが、その場合でも、プライベート・スタンダードが、法規制の脆弱さを補完する役割を果たし得るのであれば、途上国における新しい政策手段の一つとして期待がもてよう。

本章では、プライベート・スタンダードが貿易を通じて途上国に与える影響を中心に、先行研究をレビューする。そして、既存研究ではあまり触れられてこなかった、関係するサプライチェーンへの影響だけでなく、途上国経済全般にプライベート・スタンダード導入が与えるマクロ的影響についても議論を行う。第1節ではプライベート・スタンダードの概要と導入の背景、そしてその評価について概観する。第2節でプライベート・スタンダードが途上国に与える影響について、生産者、消費者、政策との関連で議論をする。

第3節では、国際的な議論を紹介して、おわりにでまとめを行う。

第1節 プライベート・スタンダードの概要と背景

1. プライベート・スタンダードの概要

標準化 (standardization) とは、経済活動において、自由に任せると、物品・サービスの仕様や方法などが多様、複雑、無秩序になるところに、一定の秩序の維持と単純化のための規律を導入し、互換性の確保、効率性の向上などを図ることである (塩沢 2008)。そして、標準化が行われた結果として、性能や仕様を規定する規則のことを規格 (standards) という。規格は、それを遵守するかどうかの選択の余地がどのくらいあるかに応じて、さまざまな種類がある。法的拘束力を伴うのが強制規格 (mandatory standard)、対応するか否かは対象となる主体に任されるのが任意規格 (voluntary standard) である⁽²⁾。任意規格の例を挙げると、国際的なレベルでは、製品の品質、性能、安全性、寸法、試験方法について定める標準化機関である国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO)、電気・電子に関連した技術に関しては国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission: IEC)、また食品に関してはコーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission: CAC) において標準化が行われている。地域や国レベルにおいても、たとえば地域規格には欧州連合 (European Union: EU) 加盟国が使う欧州統一規格 (European Norm: EN) があるほか、国レベルでいうと、日本の日本工業規格 (Japan Industrial Standards: JIS) などの国家規格が導入されている。

これに対し、プライベート・スタンダードは、おもに先進国の製造業、商業の大手企業や企業団体、NGO が、サプライヤーに求めるさまざまな商業基準である。プライベート・スタンダードが導入されている分野には、情報通信分野などもあるが、本章では環境分野と食品分野、また環境と同時に取

表1 規格の分類

| 策定主体 \ 執行方法 | 強 制 | 任 意 |
|-------------|------------------------|---------------|
| 公的機関 | 規制・強制規格 | 任意規格 |
| 民間（プライベート） | 民間で策定され、政府が規制として導入するもの | プライベート・スタンダード |

（出所） 筆者作成。

り上げられることが多い社会分野のプライベート・スタンダードについて取り扱う。規格の概念を整理するため、表1に、規格の分類を示した。規格は策定主体が公的機関の場合と民間の場合がある。またそれぞれの策定主体において、強制の場合と任意の場合に分類できる。公的機関が策定し、法律により強制力をもつ場合には強制規格となり規制になる。たとえば、JISは公的に策定されるが、基本的に任意規格である。一方、JISが公害防止法や水質汚濁防止法などに引用されている場合は強制規格となり規制となる。これに対し、民間部門が策定するプライベート・スタンダードは任意である。しかし、例外的ではあるが、民間部門が策定しているが強制となる規格もある。その例として挙げられるのがRSPO-REDである。EUの再生可能エネルギー利用促進指令（Renewable Energy Directive: RED）では、欧州委員会があらかじめ認定した民間の認証取得をもって、指令の遵守とみなしている。Roundtable on Sustainable Palm Oil（RSPO）という民間団体は欧州委員会に認定されており、この団体が発行するRSPO-RED認証の取得をもって指令遵守と認められている。このように、規格は公的であっても民間であっても、強制と任意の両方が存在する。

表2では、この分野のプライベート・スタンダードの例を挙げた。食品安全にかかわるもの、カーボンフットプリント、木材や漁業、バイオ燃料を含む資源の持続可能な利用に関するもの、またさまざまなエコラベルがある⁽³⁾。

環境・社会にかかわるプライベート・スタンダードの特徴は、策定主体、対象、要求内容、方式が多岐にわたることである。まず策定主体は、企業や

表2 環境・食品に関するプライベート・スタンダードの例

| 産業分野 | 個別企業スキーム | 特定国スキーム | 国際スキーム |
|-------|--|--|--|
| 食品 | <ul style="list-style-type: none"> • Tesco Natures Choice [英国] • Carrefour Filtrère Qualité [フランス] | <ul style="list-style-type: none"> • Assured Food Standards [英国] • BRC (British Retail Consortium) [英国] • Label Rouge [フランス] • QS (Qualität und Sicherheit) [ドイツ] | <ul style="list-style-type: none"> • Global GAP (以前は Eurep GAP) [欧州] • IFS (International Food Standard) [ドイツ, フランス] • SQF (Safe Quality Food) [オーストラリア] • BAP (Best Aquaculture Practices) [米国] • GAP (Good Agriculture Practice) [米国] |
| 繊維 | <ul style="list-style-type: none"> • BSCI (Business Social Compliance Initiative) [欧州] • H&M [スウェーデン] • Marks & Spencer [英国] • Gap Inc. [米国] | <ul style="list-style-type: none"> • WRAP (Worldwide Responsible Accredited Production) [米国] • Oeko-Tex [欧州] • GOTS (Global Organic Textile Standard) [ドイツ] • Fairtrade [欧州, 米国, 日本など] | |
| 皮革・靴 | <ul style="list-style-type: none"> • Nike [米国] • Adidas [ドイツ] • Deichman [ドイツ] | <ul style="list-style-type: none"> • SA8000 | |
| 家具 | <ul style="list-style-type: none"> • Pier 1 [米国] • IKEA [スウェーデン] • Wal-Mart [米国] | | <ul style="list-style-type: none"> • FSC (Forest Stewardship Council) [メキシコ] |
| 電気電子 | <ul style="list-style-type: none"> • Canon [日本] • Brother [日本] • Sony [日本] | | |
| 化学 | | | <ul style="list-style-type: none"> • Responsible Care [欧州, 米国, 日本] |
| バイオ燃料 | | | <ul style="list-style-type: none"> • RSB (Roundtable on Sustainable Biofuels) [スイス] • RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) [スイス, マレーシア] |
| 温暖化 | <ul style="list-style-type: none"> • Carbon Trust [英国] | <ul style="list-style-type: none"> • CarbonCounted [カナダ] | |
| 森林 | | | <ul style="list-style-type: none"> • FSC (Forest Stewardship Council) [メキシコ] |

(出所) Private Standards and the SPS Agreement (G/SFS/GEN/746, 24 January 2007), 農林水産省ウェブサイトを、UNIDO (2010, Table 2: 18), その他文献より筆者作成。

(注) 国際スキームの地名は、発祥地または本部所在地。

企業連合、業界団体、NGO の場合などがあり、対象も特定国スキームの場合もあれば国際スキームのこともある。要求内容に関しては、環境、社会、健康、安全等の課題の一つに焦点を当てるもの、また複数に焦点を当てたものがある。さらに、食品安全や製品含有化学物質基準など食品や製品に対する要求であることも、また環境や労働条件などの生産過程に関する要求であることもある。要求方法は、企業がサプライヤーに配布する行動基準書であることもあるし、第三者認証を要求するものもある。

2. プライベート・スタンダード導入の背景

さまざまなプライベート・スタンダードが導入される背景には、複数の要因があろう。第一に、輸送コストの低下に伴う貿易自由化により、サプライチェーンがグローバルに展開したことが大きな背景にある。食品、農産物分野では、グローバル市場をより少数の企業が占有し、これらの企業間での競争が激しくなると、競争の方法も変化し、製品の差別化と品質が重視されるようになってきている。そして、製品差別化を図り商品の品質を担保する機能としてプライベート・スタンダードが導入されてきた (Henson and Reardon 2005)。

第二に、食品安全や製品中の化学物質などに関する公的な法規制も変化している。多くの場合、それまで十分な知見が蓄積されていないなどの理由で規制されていなかった有害物質の規制が新たに導入されるなど、規制が強まる傾向にある。そのようななか、たとえば食品については、スーパーマーケット等のグローバルサプライヤーは複数国に供給することがある。しかし、各国の食品安全基準は、気候、食習慣、所得、認識などさまざまな理由で異なっている。このため、プライベート・スタンダードを導入することで、各国の市場に商品を提供する際の規制対応を行う役割も果たしている (Henson and Jaffee 2008)。

環境や安全にかかわる公的な規制は、消費者を保護し、生産者に公平な競争環境を提供するのが役割であるのに対し、プライベート・スタンダードは、

規制を遵守し、遵守に問題がある場合に不買運動などにつながるリスクを軽減する目的ももっている。このため、プライベート・スタンダードは、規制を補完する役割を果たしているといえよう。たとえば化学製品や製品中の化学物質を規制するEUの化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH規則）の導入・改定を受けて、プライベート・スタンダードも変更されている。2011年に筆者が訪問したベトナム・ハノイにある金属加工企業は、IKEAに製品を納入しているが、EUのREACH規則等の内容を盛り込んだIKEA独自の分厚い行動規範書類の内容を遵守するように求められていた。プライベート・スタンダードを満たすことで、輸出相手国の規制の遵守も達成できるというわけである。

第三に、企業は、サプライチェーンのグローバル化に伴い垂直統合が進展するなか、健康や安全、環境に関する課題においてデュー・デリジェンス（due diligence）を示すことが求められている。公的な規制がない分野でも、グローバル企業が途上国等の生産現場において、労働や環境問題などを引き起こすことが、製品の不買運動につながる可能性があり、企業はこのようなリスクを低減したいと考えるようになった。たとえば、1997年、スポーツ関連商品を生産するナイキは、ベトナムの生産委託工場における児童労働、低賃金労働などの問題をNGOに告発され、これがもとで製品の不買運動や訴訟問題に発展した。これを契機に、ナイキは1999年に、グローバルな製造業のサプライチェーンで働く工場労働者のニーズや懸念、課題に応えるためのマルチステークホルダーの取り組みであるグローバル・アライアンス⁽⁴⁾に参加し、工場労働者の労働環境向上等に取り組んできた。過去のこのような経験も、グローバル企業が、悪評を受けるリスク（reputational risks）を下げるために、プライベート・スタンダードを推進する背景の一つである⁽⁵⁾。

3. プライベート・スタンダードに対する評価

プライベート・スタンダードは、制度設計やステークホルダー、対象など

において非常に多様で、多くの研究が行われているが、環境・社会にかかわるプライベート・スタンダードが実際に目標とする社会・環境改善を達成できたのかについての研究は限られている。Blackman and Rivera (2010) は、農産物と観光分野において、プライベート・スタンダードに関する37の先行研究について分析し、それらがうたう社会・環境の効果を得られたかを検討したところ、効果があったと考えられるものは6研究にとどまった。

個別のプライベート・スタンダードについても研究が行われている。King and Lenox (2000) は、米国の製造業のデータを使い、化学産業が環境や健康・安全に関する行動内容を向上させるためのプライベート・スタンダードである「Responsible Care」について検討した結果、効果はあまりみられないとした。自主規制で罰則はなく、ただ乗りする企業を排除できないことが要因であると議論している。Imaflora (2009) は、森林認証であるFSC (Forest Stewardship Council) 認証についてブラジルでのケーススタディを行い、社会・環境面の改善に役立っているとする一方、Visseren-Hamakers and Glasbergen (2007) は、民間による森林認証などの取り組みはFSC以外にも多くあり、それぞれが独自に動いて、調和がとれていないため、プラスの影響は限られると述べている。本書の第3章では、森林認証とパーム油認証について議論しており、より緩い認証制度が厳しい内容を課す認証制度を駆逐する状況が示された。このように、プライベート・スタンダードの評価についての議論は行われているものの、評価はプライベート・スタンダードによって、また短期か中期かなど評価するタイミングによっても異なると考えられる。一方、Global GAP (Global Good Agriculture Practices) に代表される食品安全分野では、競合相手との商品の差別化を図りたい企業がプライベート・スタンダードを利用し、法規制より厳しい基準値を達成しているケースも存在する。

プライベート・スタンダードが機能するかどうかを決める条件には、食品などトレーサビリティの要求が高い財であること、最終消費財として識別可能であるもの、サプライチェーンが短く、かかわる主体が少ないことなどがある (ITC 2011)。また、スタンダードを満たすことにより、企業がどれくら

いの価格プレミアムを得られるのか、スタンダードを満たした商品や製品への需要が十分にあり、また価格プレミアムを支払う意思のある市場があることが重要である。食品安全などの消費財の質にかかわるものと、消費財そのものではなく、生産地での環境汚染や労働問題など生産過程にかかわるスタンダードでは、その影響力も異なっているであろう。

第2節 プライベート・スタンダードが途上国に与える影響

本節では、プライベート・スタンダードが途上国に与える影響に関して、サプライチェーンを通じた生産者への影響、そして環境や健康・安全への影響、さらに貿易を通じた影響について考察したい。プライベート・スタンダードは、特定の財を中心に導入されてきた。途上国にかかわるものを挙げると、食品分野では、コーヒー、お茶、バナナ、ココアなどがあるほか、木材や漁業についても対象とされている。ITC (2011) は、プライベート・スタンダードがグローバル・バリューチェーンを通じて途上国の生産者と輸出者に与える影響、公的な標準とプライベート・スタンダードの相互関係、プライベート・スタンダードが機能する条件について、既存研究を横断的にレビューしている。先行研究ではサプライチェーンを通じた企業影響について多く触れられている一方、サプライチェーンに参画していない企業への影響や、途上国の消費者への影響についてはあまり考察が行われていない。そこで本節では、既存研究の議論をふまえ、より視点を広げて、関係する企業を超えた途上国経済への影響も視野に入れて考察を行う。

1. 途上国生産者に与える経済的影響

プライベート・スタンダードが途上国企業に与える経済的な影響に関して、相反する仮説が提示されている。プライベート・スタンダードは生産者のア

ップグレードの機会となるという議論と、小規模生産者にとっての貿易障壁になるという議論である (ITC 2011)。途上国政府は WTO の SPS 委員会 (Sanitary and Phytosanitary Committee) 等で、自国の生産者に与えるマイナスの影響に関する懸念を表明しており、とりわけ対応するための人的資源や技術力のキャパシティの小さい小規模生産者が市場アクセスを失う危惧が示されている。一方、Henson and Humphrey (2009) では、Global GAP がケニアの小規模農家に与える影響の分析から、小規模生産者が市場アクセスを失っているという結論を出すには至らないと主張している。一方、Henson and Jaffee (2008) は、これらの仮説双方を説明するのは、企業行動の違いであるとする。論文のなかで、著者は表 2 のような分類を行い、途上国企業の戦略的な対応の違いが、結果の違いを生んでいると議論している⁽⁶⁾。

筆者は、2011年にベトナム・ハノイの茶葉加工業者を訪問して、プライベート・スタンダードが途上国生産者に与える影響を調査した (Michida and Nabeshima 2012)。この業者は、ウォルマート、ユニ・リーバ等の大手企業に茶葉を納入していたが、これらの企業が要求する残留農薬、マイクロバクテリアのプライベート・スタンダードを満たすことができなくなり、取引を中止せざるを得なかった。この業者が、顧客が要求する食品安全要求を満たすためには、茶葉の生産段階における農薬使用や保存の改善が必要であった。しかし、当該業者は、ベトナムの零細茶葉農家から茶葉を集める中間業者から購入して調達しており、ベトナム茶葉農家とは直接のコンタクトはない。ましてや、当該業者が対応を求められているプライベート・スタンダードについての知識をもたない多数の零細農家に、生産工程の改善要求を行うことは非常に困難であるという。訪問した業者は、表 3 の受動的な企業に分類されるが、零細企業にとっては、プライベート・スタンダードに対応するためにサプライヤーを変える手立てがなく、受動的にならざるを得ないケースも見受けられる。食品安全基準等のプライベート・スタンダードへの対応においては、変更するサプライヤーの選択肢をもたない企業は、退出せざるを得ない状況となる。業者は、政府を通じて、零細農家への農薬指導等をしてほ

表3 スタンダードに対する途上国企業の戦略的対応

| | Reactive (受動的) | Proactive (能動的) |
|--------------|-------------------------|------------------------|
| Exit (退出) | スタンダード導入を待ち、あきらめる。 | スタンダード導入を予測し、市場を変える。 |
| Loyalty (忠誠) | スタンダード導入後、対応するための対策をとる。 | スタンダード導入を予測し、導入前に対応する。 |
| Voice (行動) | スタンダード導入の際、意見をいう。 | スタンダード設定の過程にかかわり、交渉する。 |

(出所) Henson and Jaffee (2008, Fig. 1) を筆者訳。

しいという要望を行っていた。このことは、受動的とされる企業への支援を政策的に行う余地があることを示唆しているであろう。

先行研究ではプライベート・スタンダードが貿易障壁になっているかどうかについて多く議論されているが、より詳細にみていくと、すでに輸出している企業の貿易を阻害する可能性があるだけでなく、実際はプライベート・スタンダードを満たす能力がある企業でなければ、これらの顧客向けのサプライヤーとして参入もできないという参入障壁がある可能性に注意すべきであろう。Yamada and Sui (2013) は、中国の冷凍野菜の事例を使い、輸出市場向けと国内消費市場向け商品のサプライチェーンは、原料調達から輸出に至るまで異なる企業で構成されており、輸出市場向けのサプライチェーンのなかに、国内消費市場向けの生産者が新たに入り込む余地はほとんどみられないことを明らかにしている。

途上国経済全体でのマクロ的見地からみた影響についてみると、プライベート・スタンダードが途上国企業にとっての参入障壁、貿易障壁となってしまうとしても、プライベート・スタンダードを要求する顧客や輸出市場が、当該途上国にとってどの程度の輸出シェアであるのかによっても異なる。国内市場が十分に大きな市場であれば、海外の顧客によるプライベート・スタンダードのマクロ的影響はそれほど大きくないかもしれない。一方、プライベート・スタンダードを要求する市場への輸出シェアが大きい場合は、プライベート・スタンダードの遵守が重要となろう。いずれにしても、厳しい基準

を要求するプライベート・スタンダードが増加するに従い、途上国のサプライヤー企業への影響も広がってくることが予想される。

2. 途上国の消費者への寄与

プライベート・スタンダードが定める社会・環境にかかわる目的を達成できるとしても、それが途上国の環境保全、健康・安全向上に寄与するかどうかは別に検討する必要がある。とりわけ、プライベート・スタンダードのうち、製品の品質や食品の安全性に関するものは、製品や食品の消費者への便益を想定しているため、これらの製品の消費者でなければ直接的な受益者とはならない。そこで、途上国の企業だけではなく、途上国の消費者に与える影響も検討したい。とくに、プライベート・スタンダードは先進国企業が主導しており、これらの企業が掲げる環境・社会・健康等の目標は主に先進国の消費者等に資することを目標としており、たとえ目標を効率的に達成したとしても、必ずしも途上国の環境・社会・健康に資する結果をもたらすとはいえない。途上国の消費者がプライベート・スタンダードに無関心であれば、プライベート・スタンダードに準拠した財を販売、消費する機会は限られるからである。さらには、プライベート・スタンダードを満たさない製品や食品が途上国市場に流れ込んでくると考えられる。

2012年8月に訪問したマレーシアのペナンにある繊維工場では、Oeko-Texなどの認証のほか、Marks & Spencerの企業認証を取得していた。顧客の要請があり取得したが、この認証がなければ、この顧客との取引はできないとのことであった。認証を取得したこの工場で製造した繊維は、ほとんどが米国、EU等の先進国市場に送られるということであり、途上国の工場が厳しい製品の基準を採用していても、ここで製造された製品が現地で消費されるわけではない。とくに、認証取得の費用もかかるうえ、一度取得した認証も数年に一度更新をする必要があり、継続的に費用がかかる。製品の価格も高いものとなり、高い価格を支払う消費者のいる市場向けに限られてくるとい

うことである。ペナンに立地する繊維工場では、同様の認証を取得している工場は少ない。この事例では、製品の質に厳しい基準が導入されても、厳しい基準で製造された財が途上国で販売されることはないことから、プライベート・スタンダードが途上国消費者に資する部分は多くはないと結論づけられる。

また、世界における途上国の市場規模が拡大していくなか、途上国の消費者がプライベート・スタンダードの意図する社会・環境改善を志向していかなければ、先進国主導のプライベート・スタンダードの影響力も長期的には限られてこよう。

3. プライベート・スタンダードと環境・食品安全規制の相互依存関係

環境規制の執行が十分に行われていない途上国において、プライベート・スタンダードが政府の失敗を是正できる可能性はあるのだろうか。ISO については、いくつかの定量的な研究が発表されている。ISO 14001による環境管理が、法規制の執行が弱いメキシコにおいても、工場の規制遵守を向上させ (Dasgupta, Hettige and Wheeler 2000)、ISO 14001の任意規格を認証する企業が多い国を貿易相手国にもつ国々では、ISO 取得が高まることが示されている (Prakash and Potoski 2004)。他方、Blackman (2011) は、メキシコの企業データを使い ISO 14001取得工場で環境パフォーマンスが向上したとはいえないと結論づけている。一方、日本企業の調査によって、ISO 14001がサプライチェーンを通じて企業の環境管理に寄与していることが示され、これらを政策的に支援することが有効な環境政策になり得ると議論するものもある (Arimura, Darnall and Katayama 2011)。

政策がプライベート・スタンダードを活用することで、その効果を高めることもできる。ITC (2011) は、プライベート・スタンダードを政府が支持するためには、その正当性が必要となること、また手法としては、プライベート・スタンダードの利用についての啓蒙活動などがあり得る。法規制とプ

プライベート・スタンダードの関係は、それぞれが失敗することを認めつつも、どのような条件があれば、相互補完的になり得るのかのさらなる検討が必要であろう。

プライベート・スタンダードは法規制を代替できるかについて、森林とパーム油認証についてみてみよう。森林については Visseren-Hamakers and Glasbergen (2007) が、森林認証制度は途上国政府などが森林保護の規制を実施する意思がない場合において、森林保全への貢献はあるだろうと述べている。しかし、本書第3章の森林認証、パーム油認証の例にみられるように、厳しい基準をもつ認証が、緩い基準の認証に駆逐され、基準が引き下がっていく *race-to-the-bottom* が起きている。政府の規制が十分でない分野において、複数のプライベート・スタンダードが市場にあるときに、消費者や中間財の需要者がその違いを理解し、また相応のプレミアムを支払う意思がなければ、プライベート・スタンダードの基準が引き下がっていく状況に陥っていくことは認識されなければならない。ITC (2011) は、途上国政府の法規制の執行力をプライベート・スタンダードが補う場合があるとはいえ、長期的には法規制の役割は重要であり、法規制とプライベート・スタンダードは代替的ではなく補完的なものであると述べている。

第3節 国際的な対応と取り組み

1. WTOにおけるプライベート・スタンダード

製品貿易に関係する規制や標準については WTO の貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade: TBT 協定) で取り扱われる。TBT 委員会で2000年に行われた第二回 TBT 協定見直し⁽⁷⁾では、標準の策定における原則として、透明性、開放性、公平性、効率性、市場適合性、一貫性、そして途上国への配慮⁽⁸⁾を掲げており、TBT 協定附属書三において、こ

これらの標準策定の原則は、WTO加盟国の中央政府、地方政府、そして非政府組織においても適用できるものであるとしている。ISOなどの国際標準化機関による標準とプライベート・スタンダードの大きな違いは、WTOのTBT委員会で合意された標準策定の原則にのっとっているかどうかである。ISOなどは原則を満たした国際標準であり、これらの原則が適用されていないプライベート・スタンダードは、特定の目的のためには妥当であるとしながらも、正式な国際標準と呼ぶことはできないとしている（ISO 2010）⁹⁾。

食品に関するプライベート・スタンダードについては、とくに途上国から貿易上の懸念が提起されており¹⁰⁾、2005年SPS委員会が第三十三回会合でEurep GAPの話題を取り上げたのが最初である¹¹⁾。コーデックス委員会が国際標準として定めた（残留農薬基準などの）閾値より、Global GAPが厳しい要求を行っていることについて懸念があると表明された。

農林水産省は、途上国と先進国の議論のポイントを次のようにまとめている¹²⁾。

〔途上国〕

- (1) 輸入国政府の食品安全や動植物衛生に関する基準を満たすコストに加え、プライベート・スタンダードに決められた要件を満たすためのコストがかかる
- (2) プライベート・スタンダードに決められた基準を生産者や製造者が守っていることについて第三者機関による認証を得ることが要件となっている場合があるが、認証のための査察頻度が高すぎたり、認証に至るまでの透明性や一貫性が確保されていないことがある
- (3) 多くの異なるプライベート・スタンダードが存在し、それらの間で調和がとられていない

〔先進国〕

- (1) 民間の商行為に政府が介入することは困難である

- (2) SPS 協定はプライベート・スタンダードについて加盟国政府に何の義務も負わせていない
- (3) プライベート・スタンダードが貿易に悪影響を与えていることが具体的に示された事例はほとんど存在しない

2008年のSPS委員会第四十八回会合において、第一回目の非公式関心国会合が開催され、今後プライベート・スタンダードの議論を進めることとなっている。一方、途上国はSPS委員会において、プライベート・スタンダードへの懸念を表明しているが、政府以外の組織が設定するプライベート・スタンダードについては、SPS協定は適用できないとする見方が提示されている(Henson and Jaffee 2008)。また、プライベート・スタンダードについては、商業活動であるため、政府が義務を負うのかという点に関して、先進国と途上国の間で意見が分かれている。

2. プライベート・スタンダードの今後の動き

プライベート・スタンダードは、社会・環境面で、また消費者に便益をもたらす場合もあるが、調和をとる努力が行われないうまま多様なプライベート・スタンダードが並存することで、利用者に混乱をもたらし、サプライヤー企業にさらなるコスト負担を強いる懸念がある。筆者が2012年に訪問したベトナム・ホーチミン近隣のエビ加工業者は、顧客の要請で、Global GAP、英国小売業組合(British Retail Consortium: BRC)等のプライベート・スタンダードに対応していたが、複数の認証を維持するコストは経営に負担になっているという。さらには、新たなプライベート・スタンダードが出現するなか、顧客は、現在のものとは異なるプライベート・スタンダードのほうを消費者が好むと判断すると、そちらのスタンダードへの対応も追加で求めてくるという。顧客や市場に合わせ、複数のプライベート・スタンダードに対応するなかで、社会・環境改善の目的において重複する部分もでてこよう。異

なる標準間には競争関係もあり、ハーモナイゼーションは難しい部分もある。しかし、効率性を向上させ、とりわけ途上国の小規模生産者の負担を軽減するためにも、異なるスタンダード間の調整が必要となってきた。また、ハーモナイゼーションの重要性は、法規制間や標準間、またプライベート・スタンダード間のみでなく、公的な標準とプライベート・スタンダードの間でも模索されるべきであろう。

プライベート・スタンダード間には競争もあるが、部分的に基準の重複した多くのスタンダードの存在は効率性を阻害する。このようなプライベート・スタンダードに関する課題の解決に向けた動きも見受けられる。ISO (2010) は、WTO に総合的な国際標準化機関としての ISO の役割と、ISO がこれまで環境部門では ISO 14001 など、食品安全管理では ISO 22000 などを整備していることなどから、プライベート・スタンダードは国際標準化機関の標準とのリンクを行うべきだと主張している。国際貿易センター (International Trade Center: ITC) は、80 を超える任意規格の情報を集約し、スタンダードマップをウェブ上で公開しており⁴⁴⁾、プライベート・スタンダードの透明性を高めるための取り組みを行っているほか、ITC (2011) において、プライベート・スタンダードのインパクトに関する文献調査と考察を行っている。

民間部門でも、プライベート・スタンダードのハーモナイゼーションに向けた取り組みは始まっている。2002年に設立された ISEAL (International Social and Environmental Accreditation and Labelling Alliance) は、社会環境のスタンダードに関するグローバルな団体であり、社会・環境部門のプライベート・スタンダードの多様性を受けて、社会・環境部門のスタンダードのインパクト向上、信用力の向上に向けた取り組みを行っている。

おわりに

近年、プライベート・スタンダードは社会・環境分野、食品分野において

増加しており、グローバル化する経済のなか、国境を越えるサプライチェーンを通じて、世界各地に広がるサプライヤーに対して影響を及ぼしている。途上国もその例外ではなく、プライベート・スタンダードに対応することが困難な自国生産者が、それを要求する先進国市場へのアクセスを失うのではないかという危惧を表明しており、途上国にとっての、貿易障壁と経済問題として認識されている。プライベート・スタンダードのうち、残留農薬等の厳しい食品安全基準が達成されているとみられるものもあるが、森林伐採を食い止めることや生産地の環境汚染の緩和など社会・環境面で目標とするインパクトを与えられたかについては、十分な効果はみられていない。

一方、規制の執行が十分でない途上国などにおいて、法規制の代替措置、または補完措置としてプライベート・スタンダードの役割に対する期待は大きい。木材認証など、政府が規制を執行する十分な意思をもたず、規制が機能していない場合においても影響力をもち得るが、中長期的に注意深く観察していく必要があるであろう。本書第4章の化学物質規制においてみたように、先進国が導入した製品規制を契機として、途上国を含む他国の規制水準引き上げを誘発する *race-to-the-top* は、強制力がある規制においては期待できる。しかし、罰則が厳しく適用されないプライベート・スタンダードに任せておいても、より緩い基準のプライベート・スタンダードがデファクトスタンダードとして選択される傾向もみられ、規制と同様の影響力が必ずしも期待できないことも明らかになった。

調和が図られないままいくつものプライベート・スタンダードが導入される弊害もみられる。今後、公的な法規制と民間の取り組みとの間にどのような関係を築いていくべきなのか、模索がつづくであろう。

[注] _____

- (1) 本章では、プライベート・スタンダードに民間ラベリング、第三者認証や企業の行動基準書を含めて議論している。
- (2) 塩沢 (2008) によると、WTO の貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade: TBT 協定) では、強制規格は「technical regulation」、任意規格は「standards」であり、いくつかの用語が並存している。

- (3) 本書のほかの章においても、それぞれの環境問題に関するプライベート・スタンダードが取り上げられている。食品については第5章、地球温暖化は第1章、森林については第3章を参照。
- (4) グローバル・アライアンスは、正式には the Global Alliance for Workers and Communities (GA)。
- (5) 企業が自主的にプライベート・スタンダードに参加する場合の企業行動について、Prakash and Potoski (2010) は公共財の一種で、排他性はあるが、競合性はないような財であるクラブ財の概念を用いて、企業が市場でのより高い評判を得る目的でクラブに参加するメカニズムを示している。
- (6) Henson and Jaffee (2008) は、表2の内容を途上国の政府と企業の双方に適用して議論している。
- (7) 2000年にWTOのTBT委員会で行われた the second triennial review で国際標準の策定について合意された。
- (8) 用語は江藤(2010) 訳参照。
- (9) 一方、人の健康や衛生、動植物に関する標準を扱うSPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)は、TBT協定とは異なるアプローチをとっている。SPS協定では、国際標準を策定する機関として、コーデックス委員会、国際獣疫事務局(the International Office of Epizootics: OIE)、国際植物防疫条約(the International Plant Protection Convention: IPPC)の名前を挙げている。そして、ISOなどの国際標準化機関による標準とプライベート・スタンダードを明確には区別していない(ISO 2010)。
- (10) たとえばSPS委員会の「特定の貿易上の懸念」の議題において、セントビンセントおよびグレナディーン諸国がEurep GAP(現在のGlobal GAP)が自国のバナナの輸出に悪影響を与えているとの提起。
- (11) 2007年1月24日付WTO SPS委員会文書G/SPS/GEN/746。
- (12) 農林水産省ウェブサイト(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/ps.html>)。
- (13) <http://www.standardsmap.org/>

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 江藤学 2010. 「標準化実務入門(試作版)」経済産業省基準認証ユニット(http://www.jisc.go.jp/policy/hyoujunka_text/index.html).
- 塩沢文朗 2008. 「標準をめぐる国際動向」『特許研究』45(3)3月 5-18.

<外国語文献>

- Arimura, Toshi H., Nicole Darnall and Hajime Katayama 2011. "Is ISO 14001 a gateway to more advanced voluntary action? The case of green supply chain manage-

- ment," *Journal of Environmental Economics and Management* 61 (2) March: 170–181.
- Blackman, Allen and Jorge Rivera 2010. *The Evidence Base for Environmental and Socio-economic Impacts of "Sustainable" Certification*, Washington D.C.: Resources for the future.
- Blackman, Allen 2011. *Does Eco-Certification Boost Regulatory Compliance in Developing Countries? ISO 14001 in Mexico*, Washington D.C.: Resources for the future.
- Dasgupta, Susmita, Hemamala Hettige and David Wheeler 2000. "What improves environmental compliance? Evidence from Mexican industry," *Journal of Environmental Economics and Management* 39 (1) January: 39–66.
- Henson, Spencer and Thomas Reardon 2005. "Private agri-food standards: Implications for food policy and the agri-food system," *Food Policy* 30 (3) June: 241–253.
- Henson, Spencer and Steven Jaffee 2008. "Understanding Developing Country Strategic Responses to the Enhancement of Food Safety Standards," *The World Economy* 31 (4) April: 548–568.
- Henson, Spencer and John Humphrey 2009. *The Impacts of Private Food Safety Standards on the Food Chain and on Public Standard-Setting Processes*, Rome: FAO/WHO (<http://www.fao.org/docrep/012/i1132e/i1132e00.pdf>).
- Imaflora 2009. *Does certification make a difference?: Impact assessment study in FSC/SUN certification in Brazil*, São Paulo: Imaflora (http://www.imaflora.org/downloads/biblioteca/Does_certification_make_a_difference.pdf).
- ISO 2010. *International Standards and "private Standards*, Geneva: International Organization for Standardization (http://www.iso.org/iso/private_standards.pdf).
- ITC 2011. *The Impacts of Private Standards on Global Value Chains: Literature Review Series on the Impacts of Private Standards*, Geneva: International Trade Centre.
- King, Andrew A., Michael J. Lenox 2000. "Industry self-regulation without sanctions: the chemical industry's Responsible Care program," *Academy of Management Journal* 43 (4) August: 698–716.
- Michida, Etsuyo and Kaoru Nabeshima 2012. *Role of Supply Chains in Adopting Product Related Environmental Regulations: Case Studies of Vietnam*, IDE-JETRO.
- Prakash, Aseem and Matthew Potoski 2004. "Regulatory Convergence in Nongovernmental Regimes? Cross-National Adoption of ISO 14001 Certifications," *Journal of Politics* 66 (3) August: 885–905.
- 2010. "Private Authority Certification Regimes," In *The Challenges of Global Business Authority: Democratic Renewal, Stalemate, or Decay?*, edited by Tony Porter and Karsten Ronit, New York: Suny Press.
- UNIDO, CBI and Norad 2010. *Making Private Standards Work for you: A guide to private standards in the garments, footwear and furniture sectors*, Vienna: UNIDO.
- Visseren-Hamakers, Ingrid J. and Pieter Glasbergen 2007. "Partnerships in forest governance," *Global Environmental Change* 17 (3–4) August–October: 408–419.
- Yamada, Nanae and Shuyan Sui 2013. *Response of Local Producers to Agro-food Port Rejection: The Case of Chinese Vegetable Exports*, IDE-JETRO.